

○定住化促進事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第158号

改正 令和2年3月31日告示第147号

令和3年3月31日告示第134号

令和4年3月24日告示第211号

令和5年3月31日告示第154号

令和6年3月27日告示第149号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 新築住宅取得に対する補助(第3条—第16条)

第3章 中古住宅取得に対する補助(第17条—第30条)

第4章 既存住宅の同居リフォームに対する補助(第31条—第44条)

第5章 中古住宅を賃貸するためのリフォームに対する補助(第45条—第59条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、勝山市の定住人口の増加、空き家を有効活用するU・Iターン者及び子育て世帯への住環境の整備、子育て又は介護の面で助け合いながら暮らすことのできる多世帯近居同居の推進を図ること並びに地域の活性化に資することを目的に、住宅取得及びリフォーム

に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業は、次に掲げる補助とする。

- (1) 新築住宅取得に対する補助
- (2) 中古住宅取得に対する補助
- (3) 既存住宅の同居リフォームに対する補助

#### 第2章 新築住宅取得に対する補助

(趣旨)

第3条 この章は、新築住宅取得に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第4条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「新築住宅取得」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 独立しても居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有する建物を新たに造ること。
  - イ 新たに建設され、まだ人の居住の用に供したことがなく、かつ、建設工事の完了の日から起算して1年を経過していない住宅を購入すること。
- (2) 「親族」とは、申請者の3親等内の直系親族をいう。
- (3) 「転入者」とは、勝山市に転入した日(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、勝山市へ転入した日をいう。以下同じ。)以前3年間勝山市に居住(住民基本台帳法に基づき、住民票に記載されていることをいう。以下同じ。)したことがない者で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 転入して2年以内の者

イ 完了実績報告時までに入居する者

(補助対象者)

第5条 この章による補助金の交付対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時において50歳以下の者又は転入者
- (2) 勝山市に定住することを誓約書(様式第1号)により誓約できる者
- (3) 取得する住宅の所有権の持分を2分の1以上有する者
- (4) 申請者及び当該住宅に同居する世帯全員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 第15条の規定を同意書(様式第2号)により同意できる者

(新築住宅取得補助の要件)

第6条 申請者は、市内事業者より新築住宅取得しなければならない。

- 2 申請者は、申請年度の募集開始以降に新築住宅取得の契約を締結しなければならない。
- 3 申請者は、補助金の交付を受けた日から起算して10年間、次に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 勝山市外へ転出すること。
  - (2) 住宅取得時における保存登記の持分比率を更正すること。
  - (3) 補助対象となった住宅及び当該住宅敷地を売却又は賃貸すること。
- 4 申請者が新築住宅取得をし当該住宅敷地を購入した場合は、申請者は敷地の全部を移転登記しなければならない。
- 5 他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この章による補助金を交付申請することはできない。ただし、この章による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 申請年度の前々年度の4月1日以降に当該住宅敷地の全部を親族以外の者から購入又は賃借し、市内事業者にて新築住宅取得をした場合は、補助金を100万円とする。

(2) 前号以外で、市内事業者にて新築住宅取得をした場合は、補助金を50万円とする。

(補助金の交付申請)

第8条 新築住宅取得のうち第4条第1項第1号アに該当する申請者は、定住化促進事業補助金交付申請書(新築取得分)(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 新築住宅取得のうち第4条第1項第1号イに該当する申請者は、定住化促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書(新築取得分)(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、定住化促進事業補助金交付決定通知書(新築取得分)(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の当該申請者は、前項の通知がある前に工事に着手してはならない。

(申請内容の変更等)

第10条 前条第1項により交付決定の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、定住化促進事業補助金変更(中止)承認申請書(新築取得分)(様式第6号)に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない場合は、変更の申請を必要としない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金交付の変更又は中止の可否を決定し、定住化促進事業補助金変更(中止)承認決定通知書(新築取得分)(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 申請書は、第8条第1項の規定により申請した当該工事が完了したときは、速やかに定住化促進事業補助金完了実績報告書(新築取得分)(様式第8号)を市長に提出しなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

(補助金の請求)

第12条 補助金の交付を受けようとするときは、定住化促進事業補助金交付請求書(新築取得分)(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第6条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(個人情報の利用目的)

第15条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、利用並びに国及び県へ提供することができる。

(その他)

第16条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 第3章 中古住宅取得に対する補助

(趣旨)

第17条 この章は、中古住宅取得に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第18条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「中古住宅取得」とは、人の居住の用に供したことのある住宅又は建設工事の完了の日から起算して1年を経過した住宅を購入することをいう。
- (2) 「リフォーム」とは、市内事業者にて増築、改築、改装、修繕等の工事を行うことをいう。ただし、第7号に規定する安心R住宅のリフォームは除く。
- (3) 「親族」とは、申請者の3親等内の直系親族をいう。
- (4) 「転入者」とは、勝山市に転入した日(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、勝山市へ転入した日をいう。以下同じ。)以前3年間勝山市に居住(住民基本台帳法に基づき、住民票に記載されていることをいう。以下同じ。)したことがない者で、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 転入して2年以内の者
  - イ 完了実績報告時まで転入する者
- (5) 「子育て世帯」とは、申請年度において18歳以下の誕生日を迎える子どもと同居している世帯をいう。
- (6) 「災害被災者」とは、自然災害により、被災した居住する住宅の被害の程度が「災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当)」で定める全壊、大規模半壊、中規模半壊及び半壊に該当する者をいう。
- (7) 「安心R住宅」とは、既存住宅をリフォームし、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程(平成29年国土交通省告示第1013号)第10条第1項に規定する標章が使用されている既存住宅をいう。

(補助対象者)

第19条 この章による補助金の交付対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請時において50歳以下の者又は転入者
- (2) 勝山市に定住することを誓約書(様式第10号)により誓約できる者
- (3) 取得した住宅の所有権の持分を2分の1以上有する者
- (4) 申請者及び当該住宅に同居する世帯全員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 第29条の規定を同意書(様式第11号)により同意できる者

(中古住宅取得補助の要件)

第20条 親族以外の者より中古住宅取得をすること。

- 2 申請者は、申請年度の募集開始以降に当該住宅の取得の契約を締結しなければならない。
- 3 申請者は、補助金の交付を受けた日から起算して10年間、次に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 勝山市外へ転出すること。
  - (2) 住宅取得時における保存登記の持分比率を更正すること。
  - (3) 補助対象となった住宅を売却又は賃貸すること。
- 4 他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この章による補助金を交付申請することはできない。ただし、この章による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助金の額)

第21条 補助金の額は、中古住宅取得及びリフォームに要する費用及び諸経費を合計した額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に別表1に掲げる交付率を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。ただし、上限額は別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第22条 中古住宅取得と同時にリフォームを行って補助金を受けようとする申請者は、定住化促進事業補助金交付申請書(中古取得分)(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 中古住宅取得と同時にリフォームを行わず補助金を受けようとする申請者は、定住化促進事業補助金交付申請書兼完了実績報告書(中古取得分)(様式第13号)を市長に提出しなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

(補助金の交付決定)

第23条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、定住化促進事業補助金交付決定通知書(中古取得分)(様式第14号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の当該申請者は、前項の通知がある前にリフォームに着手してはならない。

(申請内容の変更等)

第24条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、定住化促進事業補助金変更(中止)承認申請書(中古取得分)(様式第15号)に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない場合は、変更の申請を必要としない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金交付の変更又は中止の可否を決定し、定住化促進事業補助金変更(中止)承認決定通知書(中古取得分)(様式第16号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第25条 第22条第1項の規定により交付申請した申請者は、リフォームが完了したときは、速やかに定住化促進事業補助金完了実績報告書(中古取得分)(様式第17号)を市長に提出しなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

(補助金の請求)

第26条 補助金の交付を受けようとするときは、定住化促進事業補助金交付請求書(中古取得分)(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第27条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第20条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第28条 前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(個人情報の利用目的)

第29条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、利用並びに国及び県へ提供することができる。

(その他)

第30条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 既存住宅の同居リフォームに対する補助

(趣旨)

第31条 この章は、既存住宅の同居リフォームに対し補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第32条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まりをいう。

(2) 「多世帯同居」とは、新たに対象住宅に居住する者が住民票の異動を伴う転居を行い、直系尊属又は直系卑属の複数の世帯によって同居することをいう。ただし、直系卑属の単独世帯のみが新たに同居する場合を除く。

(3) 「リフォーム」とは、市内事業者にて行う多世帯同居に必要となる工事のうち、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

ア 間取りの変更に関する工事 既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更に関する工事(既存住宅の間取りの変更を伴わない増築を含む。)

イ バリアフリー改修工事

(ア) 手すりの設置

(イ) 段差の解消

(ウ) 廊下幅等の拡張

ウ 台所、浴室、便所、洗面所等の設備の改修工事。ただし、太陽光発電設備は対象外とする。

エ 同居人数の増加に伴う浄化槽の入替え工事。ただし、公共下水道及び農業集落排水処理区域外に限る。

(補助対象者)

第33条 この章による補助金の交付対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 多世帯同居を開始する者又は多世帯同居の世帯数を1以上増加させる者。ただし、第37条に規定する申請時において既に多世帯同居を開始している場合は、住民票の異動日が申請日の6ヶ月以内の場合に限り、対象とする。

(2) 申請者及び当該住宅に同居する世帯全員が、市税等を滞納していないこと。

(3) 第43条の規定を同意書(様式第19号)により同意できる者

2 他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この章による補助金を交付申請することはできない。ただし、この章による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象住宅)

第34条 この章の規定による補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 市内に存する一戸建て住宅であるもの。ただし、併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。

(2) 多世帯同居を行うものが所有し、かつ、居住している一戸建て住宅

(補助金の額)

第35条 補助金の額は、リフォームに要する費用及び諸経費を合計した額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に10分の1を乗じて得た額

(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、90万円を限度に交付する。

2 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第36条 補助金を受けようとする申請者は、定住化促進事業補助金交付申請書(同居リフォーム分)(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第37条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、定住化促進事業補助金交付決定通知書(同居リフォーム分)(様式第21号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の当該申請者は、前項の通知がある前にリフォームに着手してはならない。

(申請内容の変更等)

第38条 前条第1項の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、定住化促進事業補助金変更(中止)承認申請書(同居リフォーム分)(様式第22号)に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない場合は、変更の申請を必要としない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金交付の変更又は中止の可否を決定し、定住化促進事業補助金変更(中止)承認決定通知書(同居リフォーム分)(様式第23号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第39条 当該申請者は、リフォームが完了したときは、速やかに定住化促進事業完了実績報告書(同居リフォーム分)(様式第24号)を市長に提出しなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

(補助金の請求)

第40条 補助金の交付を受けようとするときは、定住化促進事業補助金交付請求書(同居リフォーム分)(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第41条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第42条 前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(個人情報の利用目的)

第43条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、利用並びに国及び県へ提供することができる。

(その他)

第44条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第5章 中古住宅を賃貸するためのリフォームに対する補助

(趣旨)

第45条 この章は、中古住宅を賃貸するためのリフォームに対し補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第46条 この章において、「リフォーム」とは、賃貸を目的として市内業者にて行う増築、改築、改装、修繕等の工事をいう。ただし、増築又は改築部分の床面積が、既存住宅の2分の1を超える工事を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事に要する費用は、補助対象としない。

- (1) 建物の解体又は除却のみを行う工事
- (2) カーテン、家具、調度品等の購入及び設置
- (3) 家庭用電化製品の購入及び設置
- (4) 太陽光発電設備の設置
- (5) CATV(有線放送)、電話及びインターネットの接続配線工事(更新及び修繕を含む。)
- (6) 維持管理工事(点検、清掃並びに消耗品の交換及び故障修理)
- (7) 障子及びふすまの張り替え、畳の表替え等軽微な修繕等
- (8) 附属建築物の修繕等

(補助対象者)

第47条 この章による補助金の交付対象者(以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 賃貸することを誓約書(様式第26号)により誓約できる者
- (2) 中古住宅のリフォームを行い賃貸する所有者等

(3) 申請者が市税等を滞納していないこと。

(4) 第58条の規定を同意書(様式第27号)により同意できる者

2 他の補助事業により、補助金等が交付される者は、この章による補助金を交付申請することはできない。ただし、この章による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分することができるときは、この限りでない。

(中古住宅を賃貸するためのリフォームに対する補助の要件)

第48条 申請者は、補助金の交付を受けた日から起算して10年間、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 補助対象となった住宅を賃貸物件として提供することをやめること。

(2) 補助対象となった住宅を賃貸を行うことができない者に所有権を譲渡すること。

(補助対象住宅)

第49条 この章の規定による補助対象住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

(1) 勝山市空き家情報バンクに登録されている一戸建て住宅

(2) 改修後の延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。

(補助金額)

第50条 補助金の額は、リフォームに要する費用及び諸経費を合計した額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に10分の1を乗じて得た額

(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、90万円を限度に交付する。

2 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第51条 補助金を受けようとする申請者は、定住化促進事業補助金交付申請書(賃貸用リフォーム分)(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第52条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは補助金の交付を決定し、定住化促進事業補助金交付決定通知書(貸貸用リフォーム分)(様式第29号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前条第1項の当該申請者は、前項の通知がある前にリフォームに着手してはならない。

(申請内容の変更等)

第53条 前条第1項の通知を受けた者は、当該申請した内容を変更又は中止しようとするときは、定住化促進事業補助金変更(中止)承認申請書(貸貸用リフォーム分)(様式第30号)に当該変更に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金額の変更を伴わない場合は、変更の申請を必要としない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し補助金交付の変更又は中止の可否を決定し、定住化促進事業補助金変更(中止)承認決定通知書(貸貸用リフォーム分)(様式第31号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第54条 当該申請者は、リフォームが完了したときは、速やかに定住化促進事業完了実績報告書(貸貸用リフォーム分)(様式第32号)を市長に提出しなければならない。ただし、提出期限を申請年度内とする。

(補助金の請求)

第55条 補助金の交付を受けようとするときは、定住化促進事業補助金交付請求書(貸貸用リフォーム分)(様式第33号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、当該申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第56条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第48条に規定する補助の要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第57条 前条の規定により交付決定を取り消したときは、当該取消しに係る補助金が既に交付されている場合は、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(個人情報の利用目的)

第58条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、利用並びに国及び県へ提供することができる。

(その他)

第59条 この章に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(勝山市定住化促進事業における住宅取得に係る助成金交付要綱の廃止)

- 2 勝山市定住化促進事業における住宅取得に係る助成金交付要綱(平成14年3月29日告示第48号)は廃止する。

(勝山市U・Iターン者・子育て世帯空き家住まい支援事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 勝山市U・Iターン者・子育て世帯空き家住まい支援事業補助金交付要綱(平成28年4月26日告示第23号)は廃止する。

(勝山市多世帯同居推進事業補助金交付要綱の廃止)

- 4 勝山市多世帯同居推進事業補助金交付要綱(平成28年3月31日告示第137号)は廃止する。

(経過措置)

5 前3項の要綱に基づき交付決定を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日告示第147号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第134号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日告示第211号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第154号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月27日告示第149号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第21条関係)

中古住宅取得に対する補助金の額

|                 | 勝山市空き家情報<br>バンク登録の有無 | 申請者の区分   | 交付率・上限額            |        |
|-----------------|----------------------|--|--------------------|--------|
|                 |                      |  | 取得分                | リフォーム分 |
| 中古住宅取得のみ<br>の場合 | 有                    | 第19条第1項第1号に規定する転入者(以下「転入者」という。)のうち、県外からの転入者<br>第19条第1項第1号に規定する50歳以下の者(以下「50歳以下の者」という。)のうち、子育て世帯の | 10分の2<br><br>100万円 | —      |

|                            |   |   |                |                |
|----------------------------|---|---|----------------|----------------|
|                            |   | 者                                       |                |                |
|                            |   | 転入者のうち、県内からの転入者<br>50歳以下の者のうち、子育て世帯以外の者 | 10分の1<br>50万円  | —              |
|                            | 無 | 転入者及び50歳以下の者                            |                |                |
| 中古住宅取得及び<br>リフォームを行う<br>場合 | 有 | 転入者のうち、県外からの転入者<br>50歳以下の者のうち、子育て世帯の者   | 10分の2<br>100万円 | 10分の2<br>100万円 |
|                            |   | 転入者のうち、県内からの転入者<br>50歳以下の者のうち、子育て世帯以外の者 | 10分の1<br>50万円  | 10分の1<br>50万円  |
|                            | 無 | 転入者及び50歳以下の者                            |                |                |